

諮詢序：防衛大臣

諮詢日：令和6年8月1日（令和6年（行情）諮詢第868号ないし同第870号）

答申日：令和8年1月26日（令和7年度（行情）諮詢第830号ないし同第832号）

事件名：「航空安全情報」の一部開示決定に関する件

「航空安全情報」の一部開示決定に関する件

「航空安全情報」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、順に「文書1」及び「文書2」を併せて「本件対象文書1」といい、「文書3」及び「文書4」を併せて「本件対象文書2」といい、「文書5」及び「文書6」を併せて「本件対象文書3」といい、「本件対象文書1」ないし「本件対象文書3」を併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年8月28日付け防官文第13681号、同年12月5日付け同第18900号、同年11月1日付け同第17191号、平成31年2月15日付け同第2353号、同年1月18日付け同第535号及び令和元年5月17日付け同第796号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った各開示決定及び各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分6」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書1（原処分1に係るもの。諮詢第868号）

ア ないしエ （略）

（2）審査請求書2（原処分2に係るもの。諮詢第868号）

ア ないしエ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべ

きである。

(3) 審査請求書3（原処分3に係るもの。諮問第869号）

アないしエ（略）

(4) 審査請求書4（原処分4に係るもの。諮問第869号）

アないしエ（略）

オ 上記（2）オと同旨。

(5) 審査請求書5（原処分5に係るもの。諮問第870号）

アないしエ（略）

(6) 審査請求書6（原処分6に係るもの。諮問第870号）

アないしエ（略）

オ 上記（2）オと同旨。

第3 濟問序の説明の要旨

1 原処分1及び原処分2について（諮問第868号）

(1) 経緯

本件開示請求は、「『航空安全情報』2018年5～6月号。」（以下「本件請求文書1」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の1に掲げる文書1及び文書2（本件対象文書1）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成30年8月28日付け防官文第13681号により、本件対象文書1のうち、文書1の1枚目及び2枚目並びに文書2の1枚目及び2枚目について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、同年12月5日付け同第18900号により、文書1（1枚目及び2枚目を除く。）及び文書2（1枚目及び2枚目を除く。）について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分2に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1及び原処分2に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年10か月及び約5年6か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 法5条該当性について

原処分1及び原処分2において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の番号1ないし番号6のとおりであり、本件対象文書1のうち、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

アないしウ (略)

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分1及び原処分2においては、本件対象文書1の法5条該当性を十分に検討した結果、上記(2)のとおり、本件対象文書1の一部が同条1号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分2を維持することが妥当である。

2 原処分3及び原処分4について（諮問第869号）

(1) 経緯

本件開示請求は、「『航空安全情報』2018年7～8月号。」（以下「本件請求文書2」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書3及び文書4（本件対象文書2）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成30年11月1日付け防官文第17191号により、本件対象文書2のうち、文書3の1枚目及び2枚目並びに文書4の1枚目及び2枚目について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分3）を行った後、平成31年2月15日付け同第2353号により、文書3（1枚目及び2枚目を除く。）及び文書4（1枚目及び2枚目を除く。）について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分4）を行った。

本件審査請求は、原処分3及び原処分4に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分3及び原処分4に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年8か月及び約5年4か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 法5条該当性について

原処分3及び原処分4において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の番号7ないし番号12のとおりであり、本件対象文書2のうち、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

アないしウ (略)

エ 上記1（3）エと同旨（ただし、「原処分1及び原処分2」は「原処分3及び原処分4」、「本件対象文書1」は「本件対象文書2」と読み替える。）。

オ 上記1（3）オと同旨（ただし、「原処分1及び原処分2」は「原処分3及び原処分4」と読み替える。）。

3 原処分5及び原処分6について（諮詢第870号）

（1）経緯

本件開示請求は、「『航空安全情報』2018年9～10月号。」（以下「本件請求文書3」といい、本件請求文書1及び本件請求文書2と併せて「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の3に掲げる文書5及び文書6（本件対象文書3）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成31年1月18日付け防官文第535号により、本件対象文書3のうち、文書5の1枚目及び2枚目並びに文書6の1枚目及び2枚目について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分5）を行った後、令和元年5月17日付け同第796号により、文書5（1枚目及び2枚目を除く。）及び文書6（1枚目及び2枚目を除く。）について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分6）を行った。

本件審査請求は、原処分5及び原処分6に対して提起されたものであり、本件諮詢に当たっては、それらの審査請求を併合し諮詢する。

なお、原処分5及び原処分6に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮詢を行うまでに約5年4か月及び約5年1か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮詢を行うまでに長期間を要したものである。

（2）法5条該当性について

原処分5及び原処分6において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の番号13ないし番号20のとおりであり、本件対象文書3のうち、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とした。

（3）審査請求人の主張について

アないしエ （略）

オ 上記1（3）エと同旨（ただし、「原処分1及び原処分2」は「原処分5及び原処分6」、「本件対象文書1」は「本件対象文書3」と読み替える。）。

カ 上記1（3）オと同旨（ただし、「原処分1及び原処分2」は「原処分5及び原処分6」と読み替える。）。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---|
| ① 令和6年8月1日 | 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第868号ないし同第870号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受（同上） |
| ③ 同年9月9日 | 審議（同上） |
| ④ 令和8年1月20日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、併合、
本件対象文書の見分及び審議（同上） |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性等について検討する。

なお、各諮問において、諮問庁は全部開示した原処分1、原処分3及び原処分5に係る各審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 法5条1号該当性について

ア 別表の番号1（16ページを除く。）、番号4（34ページを除く。）、番号5、番号7、番号10、番号13（3ページ及び20ページ並びに62ページの一部を除く。）、番号16（61ページの一部を除く。）及び番号17に掲げる不開示部分は、自衛隊員及び民間人等の写真の顔部分である。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員については公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明があった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、法5条1号ただし書イに該当し

ないと認められるほか、民間人等についても、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、いずれも同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別表の番号1（16ページ）、番号4（34ページ）、番号13（3ページ及び20ページ並びに62ページの一部）及び番号16（61ページの一部）に掲げる不開示部分には、記事を寄稿した自衛隊員の氏名、年齢等並びに関係する自衛隊員の年齢に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

そこで、法5条1号ただし書該当性について検討すると、記事を寄稿した自衛隊員の氏名については、当該記事の内容に鑑みれば、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）において氏名を公にすべき場合から除かれる「氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合」に当たり、また、当該自衛隊員の年齢等については、他に公表慣行があるとは認められないことから、いずれも、同号ただし書イに該当せず、さらに、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（2）法5条3号該当性について

ア 別表の番号2、番号8、番号9、番号11、番号12、番号14、番号18及び番号19に掲げる不開示部分には、自衛隊の行動、運用及び教育訓練に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が明らかとなり、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別表の番号3及び番号6に掲げる不開示部分には、自衛隊の組織、編成に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の態勢及び運用能

力が明らかとなり、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 別表の番号15及び番号20に掲げる不開示部分には、自衛隊の装備品の機能、性能等に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、装備品の質的能力が明らかとなり、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、審査請求から諮詢までに約5年10か月、約5年6か月、約5年8か月、約5年4か月及び約5年1か月が経過しており、諮詢の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいひ難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮詢を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮詢においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした各決定については、不開示とされた部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

本件対象文書

1 本件対象文書1（令和6年（行情）諮問第868号）

文書1 航空安全情報 平成30年5月号 No.540

文書2 航空安全情報 平成30年6月号 No.541

2 本件対象文書2（令和6年（行情）諮問第869号）

文書3 航空安全情報 平成30年7月号 No.542

文書4 航空安全情報 平成30年8月号 No.543

3 本件対象文書3（令和6年（行情）諮問第870号）

文書5 航空安全情報 平成30年9月号 No.544

文書6 航空安全情報 平成30年10月号 No.545

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

番号	文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	5 ページ、 11 ページ、 15 ページ、 16 ペー ジ、 33 ページ、 46 ペー ジ、 51 ページ、 54 ペー ジないし 58 ペー ジ、 66 ページ及び 67 ページのそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
2	文書 1	22 ページ、 37 ページ 及び 45 ページのそれぞ れ一部	自衛隊の行動及び運用又は教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
3	文書 1	49 ページの一部	自衛隊の組織、編成に係る情 報であって、これを公にすることにより、自衛隊の態勢及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
4	文書 2	34 ページ、 51 ペー ジ、 57 ページ、 59 ペー ジないし 63 ページ、 74 ページ及び 75 ペー ジのそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
5	文書 2	50 ページの写真の顔部 分	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。

6	文書2	50ページの写真的のうち 飛行計画ボード		自衛隊の組織、編成に係る情報であって、これを公にすることにより、自衛隊の態勢及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
7	文書3	5ページ、10ページ、20ページ、23ページ、29ページ、72ページ、80ページ及び81ページ	写真の顔部分	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
8	文書3	15ページ、16ページ、22ページ、23ページ、25ページないし28ページ、31ページ、32ページ及び70ページないし72ページ	本文の一部	自衛隊の行動及び運用又は訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
9	文書3	71ページ	図の名称及び図	
10	文書4	8ページ、26ページ、27ページ、33ページ、38ページ、44ページ、53ページないし55ページ、59ページ	写真の顔部分	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

		及び 6 1 ページ		
1 1	文書 4	1 3 ページ、 3 0 ページ及び 4 2 ページ	本文の一部	自衛隊の行動及び運用又は訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛
1 2	文書 4	1 7 ページ	図	隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
1 3	文書 5	3 ページ、 7 ページ、 1 9 ページ、 2 0 ページ、 3 1 ページ、 6 2 ページないし 6 8 ページ、 7 8 ページ及び 7 9 ページのそれぞれ一部		個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
1 4	文書 5	5 ページ、 6 ページ、 2 4 ページ、 4 3 ページ及び 4 7 ページのそれぞれ一部		自衛隊の行動及び運用又は教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
1 5	文書 5	3 0 ページ、 3 3 ページ、 3 4 ページ、 3 9 ページ及び 4 0 ページのそれぞれ一部		自衛隊の装備品の機能、性能等に関する情報であり、これを公にすることにより、装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該

			当するため不開示とした。
16	文書6	4ページ、8ページ、24ページ、45ページ、48ページ、50ページ、51ページ及び60ページないし65ページのそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
17	文書6	7ページ、38ページ及び52ページのそれぞれの写真の顔部分	
18	文書6	7ページ、38ページ及び52ページのそれぞれの本文の一部	自衛隊の行動及び運用又は教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、
19	文書6	39ページ、42ページ、43ページ、46ページ及び47ページのそれぞれ一部	自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
20	文書6	23ページの一部	自衛隊の装備品の機能、性能等に関する情報であり、これを公にすることにより、装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。